

令和2年度

第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画

【進捗状況表】

令和2年度 第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画進捗状況表

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
人権全般	(1)人権意識の高揚を図るための施策の推進	(1)人権教育の推進	人権教育をあらゆる場や機会をとらえて推進する。	人権・同和政策課	各種講演会参加者数(人権・同和政策課開催分) 年間 30回 3,400名	各種講演会、研修会の開催 各種講演会参加者数(人権・同和政策課開催分) 年間 13回 1,385名	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会、研修会等の開催が厳しい状況にあった。今後は、感染症対策等の安全面を含め、より参加しやすい講演会の形態について工夫改善の余地があるため、従来の対面式だけではなくオンラインによる開催といった手法を取り入れていくような検討が必要になる。
			医療関係者、福祉関係者への研修の充実	高齢介護課	課内研修として人権研修を実施 ・年1回(高齢介護課) ・朝礼で定期的にも人権研修参加の促進	・今年度は新型コロナの影響により、課内研修の代替として対面ではなく、回覧による人権研修で各自動画視聴を実施 ・地域等で開催される人権研修等の参加者は累計15名	当課は介護・福祉関係の職場でもあるため、高齢者の人権擁護を念頭に、継続して課内職員に人権研修への参加を促し、最低1回以上、かつ、様々なジャンルの研修への参加を働きかける。
				社会・障がい者福祉課	福祉関係者、事業所等へ向けた障害者差別解消法に関する研修・説明会を実施する。	福祉関係者、事業所への研修会の開催 年間1回 37人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年の通り研修会が開催できなかった。今後も継続して、障害者差別解消法に関する説明会を行い、周知していく。
				高齢介護課	・居住系施設、事業所への人権啓発取り組み依頼 ・R元年度取組状況の報告依頼 ・地域密着型事業所について集団指導にて周知を行う	・実地指導時、事業所への人権啓発取り組み依頼:40事業所 ・R元年度取組状況の報告依頼:64事業所 ・地域密着型事業所について集団指導にて周知を行う(資料配布):1回、42事業所	・新型コロナウイルス感染症対策のため講習会形式による集団指導の実施ができず、資料配布のみとなった。
	(2)人権教育に取り組む指導者の養成	人権教育に取り組む指導者の養成、専門的な指導者の養成等	人権・同和政策課	・担当職員初任者研修会 1名 ・人権教育コーディネーター養成講座 1名	・担当職員初任者研修会 1名 ・人権教育コーディネーター養成講座 1名	専門的な養成講座等への参加、研修会の開催等により、人権問題を正しく理解・認識し、人権に関する学習活動を企画・実践できるような指導者の養成を継続して取り組んでいく。	
	(3)市民の主体的な人権教育に関する活動の促進	NPOや企業等による人権教育や市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を促す環境の整備等	人権・同和政策課	・NPO人権ネットいづか委託事業 40回 2,700名 ・人権問題市民研修会、各地区懇談会 160回 3,600名	・NPO人権ネットいづか委託事業 6回 144名 ・人権問題市民研修会、各地区懇談会 17回 188名 ・企業人権問題研修会 33回 931名	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会、研修会等の開催が厳しい状況にあった。今後は、感染症対策等の安全面を含め、より参加しやすい研修会の形態について工夫改善の余地があるため、従来の対面式だけではなくオンラインによる開催といった手法を取り入れていくような検討が必要になる。	

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
人権全般	(1)人権意識の高揚を図るための施策の推進	(4)人権教育に関する情報収集・提供機能の充実	人権教育に関する情報収集・提供機能の充実等(啓発冊子の発行)	人権・同和政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いづか 6回 ・人権いづか特集号 1回 ・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)における広報 6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いづか 6回 ・人権いづか特集号 1回 ・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)における広報 6回 	年間を通して、部落問題をはじめあらゆる人権課題に取り組み啓発冊子や啓発パネルについて、編集委員会等を開催して作成し情報収集・提供に努めた。今後も継続して取り組んでいく。
	(2)人権擁護に資する施策	(1)市民の主体的な判断・自己実現の支援	各分野における相談、支援機能の充実	人権・同和政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による各地区「特設人権相談所」の開設 年3回 ・人権問題に関する弁護士相談及び人権相談員による相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による各地区「特設人権相談所」の開設 年1回(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回のみ) ・人権問題に関する弁護士相談及び一般相談(0件) ・人権相談員による相談の実施(19件) 	各地区において、「特設人権相談所」を年1回(のべ5回)開設したが相談者なし。新型コロナウイルス感染症防止のため特設人権相談所の開設が1回に減ったことも影響して相談者がなかった。今後は、機会ある毎に周知を図っていく。相談体制の充実を図るため、他分野における相談所とさらに連携を深める必要がある。
					(2)人権にかかわる総合的な相談窓口の整備	各種人権相談等について各担当課との連携等	人権・同和政策課
	(3)人権救済・保護にかかわる連携体制の構築	市民の権利擁護、人権侵害の予防のための専門相談窓口や、国の人権救済機関等との連携等	市民の権利擁護、人権侵害の予防のための専門相談窓口や、国の人権救済機関等との連携等	人権・同和政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局との連携(相談事業) ・広報いづかめぐりへの事業の掲載 5回 ・その他相談事業等の掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局との連携(相談事業) ・広報いづかめぐりへの事業の掲載 6回 ・その他相談事業等の掲載 	今後も継続して事業周知を図り、専門相談窓口や国の機関と連携して相談窓口を開設していく。
部落差別問題	(1)学校教育	(1)人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動を通じた計画的・効果的な人権教育の推進 ・副読本の等の積極的な活用の推進 	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育担当者研修会の実施(11回) ・市内小中学校への巡回訪問(各学期1回)※1・2学期に部落差別の問題に関する学習参観を実施する。 ・中学校版の「部落差別に関する内容を指導するための資料集」の積極的な活用及び改訂。 ・小学校社会科「部落問題に関する内容を指導するための指導資料集」(飯塚市版)の積極的な活用及び改訂 ・LGBTQに関する人権課題に対する指導資料集を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育担当者研修会を確実に実施できた(11回) ・市内小中学校への巡回訪問(各学期1回)の充実を図ることができた。2学期の学習参観を伴う巡回訪問も確実に実施することができた。 ・中学校版の「部落差別に関する問題を指導するための指導資料集」の改善を図ることができた。 ・小学校社会科「部落問題に関する内容を指導するための指導資料集」(飯塚市版)を積極的に活用することができた。 	人権・同和教育担当者研修会の内容の充実を図ることができた。巡回訪問を通して各校の人権教育の目標・ねらいを明確にすることができた。また、2学期の授業参観を伴う巡回訪問を通して、部落差別解消の取組の具体化を推進することができた。中学校版指導資料集は積極的な活用を図ることと資料集の改善を図ることが次年度の課題である。小学校版指導資料集の活用を通して、改善に取り組むことができた。次年度は改訂作業に取り組む。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(1)学校教育	(2)教職員研修会等の推進	教職員の指導力の向上、企画・立案ができる指導者を養成する講座への教員の派遣等	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校への巡回訪問(各学期1回) 校内研修の充実(若年教師に視点を当てた研修会の充実) 市主催人権教育実践交流会の充実 福岡県教育委員会主催研修講座への各校からの派遣、人権・同和教育担当者研修会1回、福岡県人権教育研修会4回)、筑豊教育事務所主催「人権教育を進めるための指導力アップ講座」の参加奨励 	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校への巡回訪問(各学期1回)を通して担当者の資質向上を図れた。 校内研修の充実 市主催人権教育実践交流会の充実 福岡県教育委員会主催研修講座への各校からの派遣、人権・同和教育担当者研修会1回、福岡県人権教育研修会4回)、筑豊教育事務所主催「人権教育を進めるための指導力アップ講座」の参加奨励 	巡回訪問による人権教育のとらえ直し、校内研修の充実を図る等の指導助言を通して、人権教育に対する研修は各校で深まりある研修になってきた。また、諸研修会への参加も増え、人権教育に対する認識が随分と深まった。学校現場で増える若年教師に視点を当てた基礎的な研修を継続し、人権教育に対する認識を深め、授業力をさらに高めていく。
		(3)学力向上、進路保障の推進	生きる力の育成、すべての子どもたちの学力向上、進路保障	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習を教育課程に位置づけ、確かな人権に対する意識を育てる。 学力を下支えするものこそ人権教育であるという教職員の認識を深め、生きる力と確かな学力を保障する学校環境づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回訪問(各学校 学期1回、年間3回) 人権・同和教育担当者研修会(11回) キャリア教育の充実、推進 	各学校への巡回訪問の中で、学力向上、進路保障に向けた具体的な取組について点検し指導することができた。人権教育の視点に立った個別最適な学びを実施することが課題。
		(4)保護者に対する人権・同和教育	人権教育に関する学習機会や情報提供のための授業参観等の実施	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会等の情報提供(部落解放研究集会等) 学校開放日や授業参観日における人権に関する授業公開の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> 結果的に中止にはなったが、事前に講演会、研修会等の情報提供(人権ネット講演会、部落解放研究集会等)を行った。 	各種講演会の案内は積極的に行ったが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策で多くの研修会が中止となってしまった。今後も関連機関と連携して啓発の推進を図りたい。本年度は、学校開放日が実施できなかったが、次年度は、学校開放日や授業参観日における人権に関する授業公開の奨励も行いたい。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(2)社会教育	(1)子どもから高齢者まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供	部落差別問題をはじめとした多様な学習機会の提供の実施等	生涯学習課 中央公民館	【生涯学習課主催事業】 ○コスモス大学で人権学習(中央) ○サークル開講式時の人権学習(二瀬、幸袋、菰田、飯塚東、飯塚片島、鯉田、穂波、筑穂) ○地区公民館連絡協議会人権同和研修会(飯塚片島) ○高齢者教育講座で人権学習(筑穂、庄内) ○交流センターサークルの人権学習(中央、鎮西、立岩、飯塚東、穂波、鎮西) ○交流センターサークル代表者会議での人権研修(頼田) ○婦人会の人権学習(生涯学習・図書館) ○熟年者マナビ塾で人権学習(幸袋) 【交流センターが紹介や案内をする事業】 ○人権フェスティバルにサークル生参加(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、鯉田、穂波、筑穂、庄内、頼田)	【生涯学習課主催事業】 ○コスモス大学で人権学習(中央)実績なし ○サークル開講式時の人権学習(筑穂:資料のみ配布)(その他交流センターについては実績なし) ○地区公民館連絡協議会人権同和研修会(飯塚片島)実績なし ○高齢者教育講座で人権学習(筑穂39名、庄内:25名) ○交流センターサークルの人権学習(中央:37名、鯉田:24名、穂波:人権講演会のチラシを配布)(その他交流センターについては実績なし) ○交流センターサークル代表者会議での人権研修(頼田)実績なし ○婦人会の人権学習(生涯学習・図書館)実績なし ○熟年者マナビ塾で人権学習(幸袋)実績なし 【交流センターが紹介や案内をする事業】 ○人権フェスティバルにサークル生参加 コロナウイルス感染防止のため中止(筑穂・鎮西:資料のみ配布)(その他交流センターについては実績なし)	・講演会や人権研修会については、NPO法人人権ネットいづかに協力頂き実施している。 ・コロナウイルス感染症のため、サークルでの人権学習が中止となったり、資料配布のみとなっている交流センターが多くある。 ・人権学習を集合形式で行うと、密になるので感染予防対策を十分に実施したうえで開催を行う必要がある。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(2)社会教育	(1)子どもから高齢者まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供	部落差別問題をはじめとした多様な学習機会の提供の実施等	まちづくり推進課 各交流センター	<p>【まちづくり推進課】</p> <p>≪交流センターが紹介や案内をする事業≫</p> <p>○同和問題強調月間の講演会への参加(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、鯉田、穂波、筑穂、庄内、頼田)</p> <p>○人権フェスティバルに自治公民館連絡協議会、校区老人クラブ参加依頼(菰田)</p> <p>○地域での同和研修会の実施</p> <p>・自治会での同和研修会(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、鯉田、穂波、筑穂、庄内名、頼田)</p> <p>・いきいきサロンでの同和研修会(二瀬、幸袋、飯塚東、飯塚片島、鯉田)</p> <p>○穂波地区人権講演会(穂波)</p> <p>○穂波地区校区人権講演会(穂波)</p> <p>○人権同和問題市民懇談会(頼田)</p> <p>○ビデオ上映会(庄内)</p> <p>○人権を考える6者会議(庄内)</p> <p>○まちづくり協議会同和研修会(幸袋、鎮西、立岩、飯塚東、飯塚片島、庄内、頼田、菰田)</p> <p>○鯉田地区成人教育講座(鯉田)</p>	<p>≪交流センターが紹介や案内をする事業≫</p> <p>【二瀬】</p> <p>・同和問題啓発月間講演会</p> <p>・自治会での同和研修会はコロナ感染防止のため中止</p> <p>【筑穂】</p> <p>○同和問題強調月間の講演会への参加</p> <p>筑穂:全体で3回実施のため周知のみ</p> <p>○地域での同和研修会の実施:未実施</p> <p>○自治会での同和研修会:2自治会30名</p> <p>○人権のまちづくり6者協議 :2月実</p> <p>【鎮西】</p> <p>○同和問題強調月間の講演会への参加</p> <p>○自治会での同和研修会</p> <p>【立岩】</p> <p>○地域での同和研修会の実施</p> <p>・自治会での同和研修会はコロナ感染防止のため中止</p> <p>○まちづくり協議会同和研修会</p> <p>コロナ感染防止のため中止</p> <p>【菰田】</p> <p>○人権フェスティバルに自治公民館連絡協議会、校区老人クラブ参加依頼:中止</p> <p>○交流センターだよりへの啓発記事掲載(年度末から実施)</p> <p>【鯉田】</p> <p>○同和問題強調月間の講演会の参加</p> <p>【頼田】</p> <p>○同和問題強調月間の講演会への参加参加者82名</p> <p>【飯塚片島】</p> <p>○同和問題強調月間の講演会への参加</p> <p>○自治会、いきいきサロン、まち協での同和研修会はコロナで未実施</p>	<p>・コロナウイルス感染症のため、サークル閉校式が中止となっている。</p> <p>・人権学習を集合形式で行うと、密になるので感染予防対策を十分に実施したうえで開催を行う必要がある。</p> <p>・文化祭中止により文化祭実行委員会での人権研修は実施できなかった。また人権啓発パネルの展示が出来なかった。</p> <p>【穂波】</p> <p>【成果】</p> <p>コロナで見通しが不安定なため、ハイブリット方式で開催。会場参加82人、オンライン参加46人。地域住人のテクニカルサポートが得られた。</p> <p>【課題】</p> <p>オンラインによる講演会の普及(オンライン技術の確保)・オンラインによる地域住民の優先</p>

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(2)社会教育	(1)子どもから高齢者まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供	部落差別問題をはじめとした多様な学習機会の提供の実施等	まちづくり推進課 各交流センター		<p>【幸袋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サークル開校式時の人権学習:未実施 ○熟年者マナビ塾で人権学習:未実施 ○人権フェスティバルにサークル生参加 →コロナにより積極的な呼びかけは自粛 <p>【庄内交流センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者講座(新生学園)で人権学習(25名) ・人権のまちづくり6者協議(2回開催のべ35名) ・自治会啓発(2自治会21名/1自治会中止) <p>事業中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題啓発強調月間講演会、ビデオ上映会(6回開催)、庄内まち協同人権研修会、文化祭実行委員会(文連団体):中止 <p>【穂波交流センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○穂波地区人権講演会 落水 洋介さん <p>【飯塚東交流センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での同和研修会の実施 ・自治会での同和研修会:中止 ・いきいきサロンでの同和研修会:中止 ○まちづくり協議会同和研修会:中止 ○同和問題啓発強調月間講演会への参加 	

項目	目標達成方針	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(2)社会教育	(2)人権への配慮や行動につながるような学習内容及び方法の工夫・改善	各地域公民館事業にあわせた人権資料の展示及び人権に配慮した看板等への配慮	生涯学習課 中央公民館 まちづくり推進課 各交流センター	<p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内のエントランスホールの一隅に人権啓発コーナーがあり、椅子(簡易ソファ)において、関心のある方や休憩の合間にご覧いただく。 【幸袋交流センター】 交流センターまつりにて人権パネルを展示 【鎮西交流センター】 竜王まつりでの啓発パネルの展示 【菰田交流センター】 まつり菰田での啓発パネルの展示 【飯塚東交流センター】 文化祭において、多くの方が利用する場所に、人権パネル等を掲示 【穂波交流センター】 文化祭、交流センターまつりにて人権パネルを展示 【庄内交流センター】 交流センター事業等に人権パネルを展示 【頼田交流センター】 文化祭にて人権パネルを展示 【12地区交流センター】 館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置する。 【生涯学習課】 三密対策を実施し、館内のエントランスホールの一隅に人権啓発コーナーを設置する。椅子やソファなどは十分に間隔が取れるよう配慮する。 	<p>【生涯学習課(中央公民館)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内のエントランスホールの一隅に人権啓発コーナーがあり、関心のある方や休憩の合間にご覧いただいた。三密対策を実施し、椅子やソファなどは撤去した。 【まちづくり推進課】 【12地区交流センター】 館内の多くの方が利用する場所に人権パネルの設置 【鎮西交流センター】 竜王まつりでの人権標語の展示 【菰田交流センター】 まつり菰田での啓発パネルの展示 【飯塚東交流センター】 文化祭において、多くの方が利用する場所に、人権パネル等を掲示 【穂波交流センター】 文化祭において人権パネルを展示 【庄内交流センター】 【中止】文化祭において人権パネルを展示 【頼田交流センター】 館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置。 【飯塚片島交流センター】 館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置。(玄関) 【幸袋交流センター】 交流センターまつりにて人権パネルを展示→コロナにより中止 【総田交流センター】 ○人権週間 啓発パネル展示 【二瀬交流センター】 ○館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置。 【立岩交流センター】 ○館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置。 【筑穂交流センター】 ○館内の多くの方が利用する場所に人権パネル展示場を設置。 	<p>【生涯学習課】</p> <p>令和2年度からは感染症対策のため椅子やソファを撤去している。今後は、十分に間隔を開けたうえで関心がある人が鑑賞しやすいような配置を検討する。</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染症のため、サークル閉校式が中止となっている。 ・人権学習を集合形式で行うと、密になるので感染予防対策を十分に実施したうえで開催を行う必要がある。 ・文化祭中止により人権啓発パネルの展示が行えなかった。
	(3)各種研修会を通じて身近な地域指導者の育成	身近な指導者の育成及び支援等	人権・同和政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会人権推進員研修会の開催 1回 130人 ・自治会長会人権同和研修会の開催 1回 120人 	新型コロナウイルス感染症により中止	自治会における人権啓発を推進するため、自治会長及び人権推進員が人権に関する学習活動を企画・実践できるよう指導者の育成に取り組むとともに、研修会への参加者増を図る。	

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
部落差別問題	(3)啓発	(1)人権問題の啓発事業	人権講演会、街頭啓発、啓発物品の作成・配布を関係機関・団体と連携・協力して実施等	人権・同和政策課	同和問題啓発強調月間講演会 参加者数 12回 1,000名 街頭啓発 全体 2箇所 各地区 7箇所 啓発物品配布 4,000個	同和問題啓発強調月間講演会 参加者数 3回 408名 街頭啓発 中止 啓発物品配布 4,000個	各交流センターで開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、コスモスコモン大ホールとサンシャインかいたで開催した。啓発物品は市内各所に設置した。
	(2)広(公)報誌による啓発	啓発冊子の発行等		人権・同和政策課	・広報いづかぬくもり 年6回 ・人権いづか特集号 年1回	・広報いづかぬくもり 年6回 ・人権いづか特集号 年1回	今後も継続して、人権に対する市民の理解度を高めていくため、編集会議等で協議を重ね分かりやすい冊子の作成に努め、啓発を進める。
	(3)啓発コーナー事業	啓発資料の掲載等		人権・同和政策課	・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)における広報 ・交流センター等での啓発パネル展示	・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)における展示啓発 ・交流センター等での啓発パネル展示	人権啓発コーナー(コミュニティセンター)では、6月から8月までを部落差別問題をテーマに啓発を実施。今後もより市民に分かりやすく充実した内容を検討していく。
	(4)隣保館運営事業	各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等の実施等		人権・同和政策課	・各種生活相談等の実施 年50回 ・生活支援事業 年53回 ・クラブ活動等 年185回 ・講習会 年280回	・各種生活相談等の実施 年42回 ・生活支援事業 年42回 ・クラブ活動等 年71回 ・講習会 年214回	各種事業の開催について、コロナウイルス感染症の影響もあり、参加人数が定員を満たしていないものもあった。感染症対策を十分に行ったうえで、参加者に安心して参加してもらえるよう事業を行っていく。
	(5)企業における啓発の推進	企業の人権問題研修、啓発活動の推進、えせ同和行為の排除指導・助言、調査研究の実施等		人権・同和政策課	・市立病院・JA嘉穂・行推協 年4回 500名 ・企業人権研修会(委託分) 年25回 1,200名	・行推協 年1回 176名 ・企業人権研修会(委託分) 年33回 931名	新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数・参加者数は減少。今後も関係機関と連携しながら企業への周知方法を検討するなどし、更なる参加者増を目指す。
	(6)関係団体との連携・協力による啓発事業等の推進	国、県及び嘉麻市、桂川町などの関係行政機関等と、また、人権にかかわる民間団体とも連携・協力し、人権問題の調査・研究事業、講演会や研修会の開催		人権・同和政策課	飯塚市人権教育・啓発推進協議会による「部落解放研究集会」の開催。 年1回 1,000名	新型コロナウイルス感染症により中止講師の寄稿文(1,500冊)を配布	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会、研修会等の開催が厳しい状況にあった。今後は、感染症対策等の安全面を含め、より参加しやすい講演会の形態について工夫改善の余地があるため、従来の対面式だけではなくオンラインによる開催といった手法を取り入れていくような検討が必要になる。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
男女の人権問題	(1)男女の人権が尊重される社会づくり	(1)あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の防止と被害者支援の取り組み、相談体制の充実等、子どもや高齢者への虐待や犯罪の防止、職場・教育の場・地域等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止、メディアにおける男女共同参画の推進	人権・同和政策課	・人権いづかにおける啓発広報年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示	・人権いづか特集号における周知年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示	人権いづか特集号(全戸配布)ではDV問題等に関する専門相談窓口等の周知、啓発パネルでは9月～11月の期間、イヅカコミュニティセンター内の人権啓発コーナーで「男女の人権問題」について展示を行い啓発に努めた。
				男女共同参画推進課	・女性のための相談事業の実施(法律相談:毎月2回第2・4木曜日)(一般相談:毎週1回水曜日) ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)啓発パネルの掲示及び講座の開催 ・市報特集号記事掲載(11月号) ・国・県等から啓発チラシの提供(随時) ・成人式配付冊子にデートDVの記事を掲載(1月) ・DV街頭キャンペーンに参加(11月) ・飯塚市DV対策庁内連携会議を実施(年2回)	・女性のための相談事業の実施(法律相談:毎月2回第2・4木曜日)【19回:53件】(一般相談:毎週1回水曜日)【47回:40件】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)啓発パネルの掲示及び講座の開催 ・市報特集号記事掲載(11月号) ・国・県等から啓発チラシの提供(随時) ・成人式配付冊子にデートDVの記事を掲載(1月10日) ・DV街頭キャンペーンに参加(11月12日) ・飯塚市DV対策庁内連携会議を実施(8月、1月)	相談事業については、コロナ禍による市民への周知不足を考え、11月に相談事業チラシの全戸配付を実施した。また各課が実施する事業においても積極的な周知を行った。新成人への啓発では、成人式の配付冊子に、DV関連記事の掲載を行った。DV被害者への迅速かつ的確な支援を図るために「飯塚市DV対策庁内連携会議」を2回開催した。令和3年3月から、DV等被害者の住民基本台帳支援措置面談を開始し、さらなる市民への支援の迅速化を図った。今後も「DV対策庁内連携会議」を活用した、庁内関係各課の連携強化に努めるとともに、警察署等関係機関とのさらなる連携を図っていく。
	(2)生涯にわたる健康づくりへの支援	あらゆる世代への心身の健康保持のための支援、母性の保護と母子保健対策の推進、性と生殖に関する健康と権利についての理解促進	男女共同参画推進課	・国、県等関係機関からの情報を各所において随時提供 ・女性の健康支援講座(10月)	・国、県等関係機関からのポスター・チラシを本庁・男女共同参画推進センター・各支所・各交流センター等に設置(随時) ・女性の健康支援講座において性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の資料配布(10月3日2回開催、28名参加)	主催講座を開催し理解促進につながる資料等を配布できたとともに、関係機関等からの情報を確実に提供することができた。	
(2)男女共同参画への意識づくり	(1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	男女共同参画にかかる広報・啓発活動の展開、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、男女共同参画の視点に立った市職員等の研修等の充実、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・提供	男女共同参画推進課	・国、県等関係機関からの情報を各所に随時提供 ・男女共同参画セミナーの開催(1回) ・市職員対象のイクボス養成研修の開催(2回)	・国、県等関係機関からの情報を各所に随時提供 ・男女共同参画セミナーの開催(1回) ・市職員対象のイクボス養成研修の開催(動画視聴形式)	企業に対し、職場環境の改善につながる啓発ができた。イクボスについては、引き続き啓発を行うが、対象者が幅広いため、市公式YouTube、SNSを活用し、ポストコロナの時代に合った啓発を行う。国、県の情報についても計画どおり周知を図ることができた。	

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
男女の人権問題	(2)男女共同参画への意識づくり	(2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進、就学前教育の推進、学校教育の推進、生涯学習の推進、女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> 性別・年代別に応じ男女平等、男女共同参画の視点に立った講座を開催(男性の家事講座 1月) 作成冊子を学校等への配布 	<ul style="list-style-type: none"> 性別・年代別に応じ男女平等、男女共同参画の視点に立った講座を開催(男性・女性対象のサンクス講座11月21日:参加者男性11名、女性23名) (女性の健康支援講座10月3日:参加者28名) (男性の家事講座 1月9日:降雪・積雪のため中止、参加申込者16名) (女性活躍推進事業2月21日:新型コロナウイルス感染症対策のためインターネットライブ配信にて開催) 男女共同参画についてわかりやすく解説した冊子「共に生きる」を教職員および市内全小学校(5・6年生対象)へ配布 	<p>男女、女性、男性と対象者を分け、それぞれの課題に応じた各種講座を開催することで、学習の機会を提供できた。また作成した冊子を学校に配布することで、学校教育の推進にも努めた。</p> <p>今後は新型コロナウイルス感染症対策を講じた事業の実施について検討を行う必要がある。</p>
	(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進	国際理解及び交流と連帯の推進	国際理解及び交流と連帯の推進	男女共同参画推進課	<p>毎年、地域経済フォーラムで公表されているジェンダーギャップ指数をはじめとする男女共同参画に関連深い国際的な情報を随時提供</p>	<p>毎年、地域経済フォーラムで公表されているジェンダーギャップ指数をはじめとする男女共同参画に関連深い国際的な情報を随時提供を行った。</p>	<p>日本が国際的に立ち遅れてることを広く市民に知らせることができた。</p> <p>今後は海外の女性の政治参画状況なども取り上げたい。</p>
	(3)男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくり	(1)仕事と家庭・地域活動などの両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現の推進 男性への男女共同参画社会の意義の啓発や家庭・地域へ参画への推進等 	男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> イクボス養成研修等(市職員及び事業所対象)の開催 男性に対する家事参画のための技術的講座や男女問わず全体的な意識啓発のための講座を開催(男性の家事講座 1月) サンクスフォーラムを開催(12月) 情報誌「サンクス」を発行(年1回) 関係チラシ・ポスター等情報を各所において随時提供(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> イクボス養成研修等(市職員及び事業所対象)の開催 男性に対する家事参画のための技術的講座や男女問わず全体的な意識啓発のための講座を企画(男性の家事講座 1月9日降雪・積雪のため中止:参加申込者16名) サンクスフォーラムを開催(12月5日参加者男性45名、女性97名 計142名) 情報誌「サンクス」を発行(年1回) 関係チラシ・ポスター等情報を各所において随時提供(随時)を行った。 	<p>企業に対し、職場環境の改善につながる啓発ができた。</p> <p>イクボスについては、引き続き啓発を行うが、対象者が幅広いため、市公式YouTube、SNSを活用し、ポストコロナの時代に合った啓発を行う。</p>

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
男女の 人権問題	(3)男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくり	(2)男女が共に担う子育て・介護支援の充実	男女が共に担う子育て・介護の推進についての広報・啓発、子育て・介護支援の充実	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業 会員登録講習会 年2回実施 地域子育て支援拠点事業(4ヶ所) 年間利用者 41,000人 一時預かり事業 公立4か所 年間利用者 3,544人 私立8か所 年間利用者 810人 病児保育事業 1か所実施 年間利用者158人 休日保育事業 私立1か所 420人 延長保育事業 公立6か所 年間利用者数 5,300人 私立21か所 年間利用者 23,963人	ファミリー・サポート・センター事業 会員登録講習会 年1回実施 新型コロナウイルス感染症の影響により1回分中止 地域子育て支援拠点事業(4ヶ所) 年間利用者 14,000人 一時預かり事業 公立4か所 年間利用者 1,723人 私立7か所 年間利用者 1,154人 病児保育事業 1か所実施 年間利用者 38人 休日保育事業 私立1か所 377人 延長保育事業 公立6か所 年間利用者数 4,791人 私立21か所 年間利用者 15,350人	様々な要因により生じる保育ニーズに対して、各事業の実施を通して子育てしやすい環境づくりに取り組めた。子育て世帯へ更なるサービスの周知を図り支援に努める。
		(3)ひとり親家庭への支援の充実	相談、援助の充実、自立の促進と生活の安定を図るための支援	子育て支援課	・家庭児童相談室内の母子自立支援員2名を中心に家庭児童相談員4名と連携をとって対応 相談延べ件数:300件(見込) 相談内容:自立及び就業支援 母子・父子自立支援プログラム:5件(見込) 養育費保証促進補助金事業:6件(見込)	・家庭児童相談室内の母子自立支援員2名を中心に家庭児童相談員4名と連携をとって対応 相談延べ件数:231件 相談内容:自立及び就業支援 母子・父子自立支援プログラム:0件 養育費保証促進補助金事業:1件	相談内容に応じた関係機関との連絡調整により的確な支援を実施することができた。母子・父子自立支援プログラム及び養育費保証促進補助金事業については、件数増に向けて引き続き周知を行っていく必要がある。
	(4)政策・方針決定過程に男女が共に参画できる環境づくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会への女性の登用促進、市における女性職員の採用・登用及び職域拡大の促進	男女共同参画推進課	飯塚市審議会等の委員への女性登用に関する要綱に基づき、各審議会等への女性委員の登用率向上の方策について、各課と協議するとともに子育て中の女性も参画できるよう働きかけを強化する。	飯塚市審議会等の委員への女性登用に関する要綱に基づき、各審議会等への女性委員の登用率向上の方策について、各課と協議するとともに子育て中の女性も参画できるよう働きかけを強化した。	2年度までの取組では、成果がなかなかあがらないので、抜本的にやり方を変える必要がある。
	(2)あらゆる分野の意思決定過程における女性の参画拡大	企業における女性の登用促進、商工業・農業等の分野における女性の登用促進、地域団体・その他諸団体における女性の登用促進	男女共同参画推進課	・国、県等の取組について随時情報を提供 ・女性の活躍推進にむけて経営者等の意識改革を推進するためイクボス養成研修等を開催する。 ・イクボスマガジン(嘉飯桂取組事例集)を作成し、イクボスの普及促進を図るとともにイクボス宣言事業所を拡充する。	・国、県等の取組について随時情報を提供 ・女性の活躍推進にむけて経営者等の意識改革を推進するためイクボス養成研修等を開催する。 ・イクボスマガジン(嘉飯桂取組事例集)を作成し、イクボスの普及促進を図るとともにイクボス宣言事業所を拡充した。	イクボス研修を通じて、イクボス宣言事業所を10社増やすことができた。今後も引き続きイクボスの啓発を行っていく。	

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
男女の 人権問題	(5)働く場において男女が対等に参画できる環境づくり	(1)男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的性別役割分担意識や均等な機会の確保を図るための企業への啓発等 ・個人の能力と意欲に応じた適正な評価が受けられる環境づくりの促進等 	男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等の取組について随時情報を提供 ・女性の活躍推進にむけて経営者等の意識改革を推進するためイクボス養成研修等を開催する。 ・イクボスマガジン(嘉飯桂取組事例集)を作成し、イクボスの普及促進を図るとともにイクボス宣言事業所を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等の取組について随時情報を提供 ・女性の活躍推進にむけて経営者等の意識改革を推進するためイクボス養成研修等を開催する。 ・イクボスマガジン(嘉飯桂取組事例集)を作成し、イクボスの普及促進を図るとともにイクボス宣言事業所を拡充した。 	イクボス研修を通じて、イクボス宣言事業所を10社増やすことができた。今後も引き続きイクボスの啓発を行っていく。国、県の啓発チラシ等についても周知できた。
		(2)女性の就業支援の推進	女性の職業能力の開発の支援、女性の再就業支援、女性の起業に関する支援	男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための就業支援相談を実施(就業支援相談:毎月1回第3木曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための就業支援相談を実施(就業支援相談:毎月1回第3木曜日)【12回開催:実施0件】 	サンクス相談事業や県主催の女性の能力開発支援につながる講座への共催及び広報への積極的な協力を行い、女性の就業支援の促進を図った。今後も、関係機関と連携し、女性の職業能力の開発や再就業の支援等につながる事業への協力を継続していく。
	(6)男女が共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり	(1)地域活動への男女の参画及び方針決定過程への女性の参画促進	自治組織における取組の支援、地域活動における女性の登用促進	男女共同参画推進課	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行う。	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行った。	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行った。今後も継続するが、効率的なやり方を考える必要がある。
		(2)高齢者等への男女共同参画の推進	高齢者への施策の推進、障がいのある女性への施策の推進、同和問題を解消するための施策の推進	男女共同参画推進課	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行う。	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行った。	第2次飯塚市男女共同参画プランに基づく関係各課の取組状況の確認を行った。今後も継続するが、効率的なやり方を考える必要がある。
			高齢者の学習・交流の場の提供、社会参画への支援の推進等、障がい者問題、同和問題は、男女共同参画を阻害するものとし、問題解決に向けての取り組みと自立支援等	高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの活動支援・財政支援を実施。 ・シルバー人材センターへの活動支援・財政支援を実施。 ・地域福祉ネットワーク委員会(市内20地区)への活動支援・財政支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの活動支援・財政支援を実施。 ・シルバー人材センターへの活動支援・財政支援を実施。 ・地域福祉ネットワーク委員会(市内20地区)への活動支援・財政支援を実施。 	引き続き、各団体への支援を行っていくとともに、高齢者の交流や生きがい活動の場の提供や社会参画への支援に努める。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
男女の 人権問題	(6)男女が共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり	(3)防災・災害復旧分野における男女共同参画の推進	男女のニーズの違いを配慮しての防災・災害復旧対策等の実施体制の整備	防災安全課	・飯塚市消防団全体訓練(中止) ・飯塚市防災会議(書面会議)	コロナ感染症拡大予防のため、飯塚市消防団全体訓練は中止 会議名: 令和2年度飯塚市防災会議(書面会議) 日時: 6月 防災会議委員37名中8名が女性	成果: 防災会議については、女性委員の意見を飯塚市地域防災計画に反映し、改正を行った。 課題: 感染対策を行った上で、少人数でも実施出来る事業を今後検討する必要がある。また、今後も防災・災害分野においての女性参画率を高めるべく、飯塚市消防団女性分団への入団呼びかけや、防災会議等の推薦依頼の際に従来同様に積極的な女性委員推薦を継続して依頼していく。
子どもの 人権問題	(1)子どもが健やかに育つ教育環境等の整備	(1)次代の親の育成	福祉、教育、男女共同参画、環境などの関係分野が連携しながら、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育や意識啓発、自然環境を大切にすることを育むための教育等の充実	子育て支援課	市主催の催しに限らず、市内・県内の子育てに関するイベント、講演会等の情報を可能な限り、すくすく情報紙・市報・ホームページ・新聞等の媒体を利用し発信していく。	市主催の催しに限らず、市内外の子育てに関するイベント、講演会等の情報を可能な限り、すくすく情報誌・市報・ホームページ等の媒体を利用し発信した。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等が多く、発信できる情報が少なかった。	今後も、関係機関との連絡を密に行い、情報の発信に努める。
				学校教育課	講演会、研修会等の情報提供を行う。学校開放日や授業参観日における福祉、男女共同参画に関する授業公開の奨励する。	講演会、研修会等についての情報提供を行った。	講演会、研修会等についての情報提供ができた。
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	(2)子どもの生きる力の育成	①確かな学力の向上、人権を尊重する感性豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり	学校教育課	・学校訪問等を通して、飯塚市学校教育プランに基づいた指導を行う。 ・研究発表会を実施する。	学校訪問等を通して、飯塚市学校教育プラン2020に基づいた指導を行った。 ・研究発表会を実施した。	学校訪問の際に、飯塚市学校教育プラン2020に基づいた指導がなされているかチェックし指導することができた。
	(3)家庭や地域の教育力の向上	(3)家庭や地域の教育力の向上	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課 教育総務課	就学時健診において家庭・子育てに関する冊子の配布を行う。	就学時検診において家庭・子育てに関する冊子の配布をした。	就学時検診において、家庭・子育てに関する情報提供が行えた。
	(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進	学校教育課	各学校に対し、規範意識事業等を活用し、年間1回は保護者・児童・生徒対象の情報モラル研修会を行うよう指導する。	各学校に対し、規範意識事業等を活用し、年間1回は保護者・児童・生徒対象の情報モラル研修会を行うよう指導し、全小中学校で実施できた。	学校警察連絡協議会による情報交換(2回)行うことで、共通認識をもつことができた。 年度末に青少年の非行防止の取組を行うことができた。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
子どもの人権問題	(1)子どもが健やかに育つ教育環境等の整備	(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害環境の浄化活動を実施する	子育て支援課	福岡県青少年健全育成条例に基づく書店、コンビニ店、ビデオ店、携帯電話販売店等の立入調査の実施を行う。また、市内4箇所に設置されている白ポストにおいて、有害図書の回収を行う。	福岡県青少年健全育成条例に基づく書店、コンビニ店、ビデオ店、携帯電話販売店等の立入調査を83件行った。また、市内4箇所に設置されている白ポストにおいて、425件の有害図書の回収を行った。	立入調査を行うことで、青少年にとって有害な本や物品へ触れる機会が少なくなった。
		(5)いじめ・不登校・非行等対策の推進	いじめ・不登校連絡協議会や青少年問題協議会等において学校・地域・関係機関等のネットワーク強化の取り組み	学校教育課	いじめ・不登校連絡協議会や青少年問題協議会等において、学校・地域・関係機関等のネットワーク強化の取り組みを行う。	いじめ・不登校連絡協議会を2回開催し、情報の共有を行いソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの意見をきくことで、連携した対応を行うことができた。	いじめ・不登校・非行に対して、早期対応をすることができたが、更なる取り組みが必要である。
	(2)子ども等の安全の確保	(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策の推進	学校教育課	家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策の推進	家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策を推進することができた。	学校安全の日(毎月20日)における校区巡回(11回)を実施したことで、市全体として通学時の安全に対して啓発することができた。
		(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	子どもを犯罪等から守るパトロールやボランティア活動の促進、防犯意識の啓発	学校教育課	学校安全の日(毎月20日)における校区巡回の実施(11回)を実施 青色パトロール車による該当パトロールの実施	学校安全の日(毎月20日)における校区巡回の実施(11回)を実施 青色パトロール車による該当パトロールの実施ができた。	学校安全の日(毎月20日)における校区巡回(11回)を実施したことで、市全体として通学時の安全に対して啓発することができた。
				子育て支援課	少年相談センター補導委員を中心に地域と連携しながら、巡回補導を通して非行の未然防止を図る。 街頭補導回数 500回以上を目標。 小学生の登下校時に合わせ、早朝補導及び夕方補導を週に各1回実施する。	少年相談センター補導委員を中心に地域と連携しながら、巡回補導を通して非行の未然防止を図った。 街頭補導回数 560回 小学生の登下校時に合わせ、早朝補導及び夕方補導を週に各1回実施した。	街頭補導回数は目標を達成できた。今後も、非行の未然防止のため、地域と連携しながら補導活動を継続していく。
		(3)心身の被害に遭った子どもたちの保護の推進	スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実	学校教育課	スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実	スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実が図れた。 アンケートの実施(毎月) 教育相談の実施	児童生徒だけでなく、保護者に対するカウンセリングや教育相談の充実が図られている。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
子どもの人権問題	(3)きめ細かな支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援	(1)児童虐待防止対策の充実	地域のさまざまな関係団体や専門機関等が連携し、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市要保護児童連絡協議会 代表者会議:1回予定 部会:2回予定 実務者会議:8回予定 個別ケース検討会議:随時開催:50回(見込) 家庭児童相談室内の家庭児童相談員4名を中心に母子自立支援員2名と連携をとって対応 相談件数延べ件数:2,300件(見込) 相談内容:児童養育・児童虐待・家庭関係に関する相談等 児童虐待防止対策強化事業 子どもの虐待防止講演会の開催予定(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市要保護児童連絡協議会 代表者会議:2回(10月、2月) 部会:1回(2月) 実務者会議:2回(12月) 個別ケース検討会議:随時開催:31回 家庭児童相談室内の家庭児童相談員4名を中心に母子自立支援員2名と連携をとって対応 相談件数延べ件数:2,202件 相談内容:児童養育・児童虐待・家庭関係に関する相談等 児童虐待防止対策強化事業 子どもの虐待防止研修会の開催(11月) 	要保護児童連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催しづらい状況であったため、開催回数減となった。コロナ禍での会議開催について、オンライン会議などの方法で、効果的な協議ができるよう検討していく必要がある。
				人権・同和政策課	<ul style="list-style-type: none"> 人権いづか特集号 年1回 人権啓発コーナー(コミュニティセンター)年1回 交流センター等での啓発パネル展示 	<ul style="list-style-type: none"> 人権いづか特集号における周知年1回 人権啓発コーナー(コミュニティセンター)で4月～6月、2月～3月 広報いづか 1月号 交流センター等での啓発パネル展示それぞれ啓発を実施 	人権いづか特集号(全戸配布)では子どもの人権をテーマとした啓発・専門相談窓口等の周知、人権啓発コーナー(コミュニティセンター)及び啓発パネル、広報いづかでは子どものいじめ等の問題、それぞれ啓発を実施した。
		健幸保健課(母子)	母子手帳交付時に、特定妊婦(若年・不安の強いケース等)を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 出産時18歳以下:10人 精神疾患がある:40人 妊娠届出が20週以降:12人 支援者がいない:12人 入籍予定なし:35人 すでに養育に問題あり:12人 経済的困窮:19人 その他:27人 特定妊婦 計99人(上記各項目重複該当あり) 	母子手帳交付時に問診し、支援の有無、家族背景や経済状況を把握していった。地区担当保健師は、状況に応じ訪問を行い関係を築いていく。妊娠前から産婦人科とも連携し、産後に安心して育児が行えるよう支援を行っている。連絡が付きにくい方に関して、夜間訪問や地域の主任児童員の協力も検討したい。		
		子育て支援課	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等日常生活支援事業等の生活支援サービスの利用促進、ひとり親家庭の経済的な自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金:2人(見込) 合格時給付金:2人(見込) ひとり親家庭日常生活支援事業における生活援助の利用時間:350時間(見込) 高等職業訓練促進給付金事業の申請者数:11名(見込) 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金:0人 合格時給付金:0人 ひとり親家庭日常生活支援事業における生活援助の利用時間:298時間 高等職業訓練促進給付金事業の申請者数:10名 	ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、申請者がなかったため、件数増に向けて引き続き周知を行っていく必要がある。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
子どもの人権問題	(3)きめ細かな支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援	(3)障がい児施策の充実	療育・保育・教育に係る相談・支援の充実、特に療育の問題については、市内の療育関連通所施設や関係機関と連携しながら相談・支援の充実	社会・障がい者福祉課	こども発達支援センター内に設置している生活相談センターフォスク及び障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がい児やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う。 適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を要する計画相談支援の充実に努めるため、課題等については障がい者地域自立支援ネットワークにおいて協議する。	令和2年9月まではこども発達支援センター内に設置している生活相談センターフォスク、令和3年1月からはこども発達療育センターテコテコ内に設置しているトントン及び障がい者基幹相談支援センターにおいて、様々な相談の受付及び各種支援を実施した。 相談窓口をホームページ、パンフレット、ガイドブックにより周知を行った。 ・フォスクでの相談支援・支援件数 46件 ・トントンでの相談支援・支援件数 69件 ・障がい者基幹相談支援センターでの20歳未満の相談・支援件数 2,352件 ・障がい者自立支援ネットワーク全体会議1回、相談支援部会3回、くらし部会0回、こども部会準備会4回	障がい児及びその家族に対する支援が適切に行われるよう、障がい者基幹相談支援センターの機能及び支援体制の充実を目指し、障がい者地域自立支援ネットワークにおいて具体的な取組について継続して協議を行う。 引き続き、相談窓口を市民に周知していく必要がある。
			療育・保育・教育に係る相談・支援の充実、特に療育の問題については、市内の療育関連通所施設や関係機関と連携しながら相談・支援の充実	子育て支援課	各園年2回～3回の巡回相談を通して臨床心理士・保健師と連携を取りながら発達を促す教育・保育を行う。また関係機関へつなげる相談や支援も行う。 療育については通所施設や療育機関と連携を取り、配慮を要する子の支援の充実を図っていく。	各園年2回～3回の巡回相談をとおして、保健師・言語聴覚士と連携を取りながら発達を促す教育・保育を行っていった。 また療育の問題については通所施設や療育機関と連携を取っていき、配慮を要する子の支援の充実を図っていった。	個別相談を行い、通所施設や療育機関を紹介するなど支援を実施することができた。 今後も継続して支援を行っていく。
	(4)子どもの相談体制の充実	(1)子どものなんでも相談の充実	子どもにかかわる人間関係や性格、発達等あらゆる子育ての悩みについて、専門機関等紹介を含めて、相談全般の充実	子育て支援課	・子どもなんでも相談事業 家庭児童相談室の直通電話で子どもに関する相談を家庭児童相談員4名と母子自立支援員2名が連携をとって対応 相談件数：100件(見込)	・子どもなんでも相談事業 家庭児童相談室の直通電話で子どもに関する相談を家庭児童相談員4名と母子自立支援員2名が連携をとって対応 相談件数：80件	相談内容に応じ関係機関を紹介するなどの確かな支援を実施することができた。
			(2)子育てセンターによる子育て相談の推進	就学前乳幼児の保護者からの子育て、保育、幼児教育などの相談及び支援の充実	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業 市内4か所の子育て支援センターを設置 子育ての相談や支援を実施	地域子育て支援拠点事業 市内4か所の子育て支援センターで子育ての相談や支援を実施した。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
子どもの人権問題	(5)関係職員の研修の充実	(1)市職員、児童クラブ支援員、保育士、病院等関係職員の人権研修	市職員、児童クラブ支援員、保育士及び病院等関係職員の人権・同和問題を中心にあらゆる人権問題の研修の実施	人事課 子育て支援課 学校教育課	<p>【人事課】引き続き職員に対して、各種人権問題を取扱った研修を実施する。(職場内人権推進員研修・全職員研修)</p> <p>【子育て支援課】就学前部学習会・就学前部人権保育研修会・飯塚市人権・同和教育実践交流会特別講座を家庭支援推進保育士が企画し行う。(公立保育所・こども園へ人権保育訪問活動を行う)</p> <p>【学校教育課】児童クラブ支援員を対象に人権研修を年1回実施</p>	<p>【人事課】職員向け人権研修を実施し、人権意識の向上を図った。</p> <p>■全職員研修会■</p> <p>子どもの人権問題を含む「人権に関する問題集」を事前に提示し、研修後の理解度確認小テストについては、事後アンケートに含める形式にてToDoにより実施。</p> <p>・実施日：令和2年10月6日(火)・7日(水)・8日(木)(全3回)</p> <p>・受講者：946名</p> <p>・講師：(公社)福岡県人権研究所 事務次長 迫本 幸二氏</p> <p>■職場内人権推進員研修■</p> <p>「子どもの虐待と貧困」を含む様々な人権問題について、全国大会(令和2年12月17日・18日実施、第35回 人権啓発研究集会)にて配信された資料を提供(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う代替)。</p> <p>・提供者数：79名</p> <p>・研修資料の送信：令和3年1月27日</p> <p>【子育て支援課】就学前部学習会(書面での講座)行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止により就学前部人権保育研修会・飯塚市人権・同和教育実践交流会特別講座は中止。</p> <p>人権保育訪問活動を各園年3回実施。人権バスハイクはコロナ対策のため中止。</p> <p>公私立保育所・こども園の人権研修を実施した。</p> <p>【学校教育課】児童クラブ支援員を対象に「いじめ」「虐待」に関する研修会を実施(1回)</p>	<p>【人事課】人権に関する問題集から小テストを行うことにより、子どもの人権問題を含む人権問題全般に対する意識の向上を図った。</p> <p>また、職場内人権推進員を対象に子どもの人権問題を含む様々な人権問題に関する資料を提供し、職場内での人権研修への活用を促した。</p> <p>今後も多様化する人権問題に職員が対応できるよう人権意識の向上を目指し、研修手法について、検討を進めていく。</p> <p>【子育て支援課】就学前の子どもたちに「人権を大切に心」を育てるための継続的な教育の取り組みであり、計画どおり実施することができた。今後も引き続き、人権研修等実施していく。</p> <p>【学校教育課】児童を取り巻く環境も年々多様化しつつあり、児童クラブ支援員として、児童に関する人権を学ぶことができた。虐待等の子どもの人権に加え、DVなど児童を取り巻く環境について引き続き理解を深めていく必要がある</p>
高齢者の人権問題	(1)健康づくりの推進	(1)介護予防の推進	いきいきサロン、敬老会や自治会の集まり等で介護予防普及啓発のための講座の実施、一般介護予防事業として、脳元気教室、音楽サロン教室、ステップ台運動教室等の実施	高齢介護課	<p>・いきいきサロン等での介護予防教室175回実施(今年度は5テーマより選択可)</p> <p>・一般介護予防事業として筋力アップ教室や脳元気教室等を27コース290回計画</p> <p>※令和2年度よりフレイル予防事業は健康・スポーツ課へ事業移管。また、新規事業としてケア・トランポリン教室を2コース36回計画</p>	<p>・いきいきサロン等での介護予防教室33回実施し、延べ517人が参加。</p> <p>・一般介護予防事業として筋力アップ教室や認知症予防教室等の教室を275回実施し、384人が参加。(内、新規事業としてケア・トランポリン教室を36回実施し、23人が参加)</p>	<p>各種介護予防教室については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催延期や中止、定員の制限等があり、例年と比べ開催数や参加人数は減少しているが、感染予防対策を講じながら高齢者が広く参加できるように開催会場の分散や、初めての参加を優先するなどの取組を行った。次年度以降も感染対策を徹底し日常生活に取り入れやすい内容を検討しながら計画していく。</p>

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
高齢者の 人権問題	(1)健康づくりの推進	(1)介護予防の推進	いきいきサロン、敬老会や自治会の集まり等で介護予防普及啓発のための講座の実施、一般介護予防事業として、脳元氣教室、音楽サロン教室、ステップ台運動教室等の実施	健幸保健課 (成人)	フレイルチェック 13包括×2回 啓発予防イベント 1回 サポーター連絡会 3回	フレイルチェック 13包括×2回 啓発予防イベント 2回 サポーター連絡会 3回	コロナ禍ではあったが、規模の縮小、感染予防対策を講じることによって計画通りの回数を実施することができた。 外出自粛により身体機能の低下が危惧されるので、今後規模を縮小しつつ回数重ねるなどして介護予防を推進したい。
	(2)暮らしを支えるサービスの推進	(1)情報提供・相談体制の充実	介護予防事業や高齢者福祉サービス等の情報を掲載し周知する。高齢者に関する情報の提供。地域包括支援センターで、市民からの相談サービスの提供	高齢介護課	・今年度より在介だよりに替わり、市報に高齢者福祉サービス等の情報提供を行う。 ・地域包括支援センターでの総合相談受付を実施 ・地域包括支援センターとの連絡会議を 年8回実施 ・地域密着型運営推進会議への地域包括支援センター専門職の出席	・市報(包括だより)に高齢者福祉サービス等の情報を掲載し、周知に努めた。 ・地域包括支援センター相談受付件数:8,797件 ・地域包括支援センターとの連絡会議を 年5回開催 ・地域密着型運営推進会議が市内79事業所で175回開催され、地域の関係者に加え、地域包括支援センターより専門職が出席	今後も高齢者に関する情報を集約、周知を継続的に行うことで、情報提供、相談体制を充実する。
		(2)高齢者の人権擁護の推進	地域包括支援センターにおける悪質商法や詐欺等の被害情報の提供、消費生活知識の普及、啓発の実施。権利擁護事業についても、周知、利用促進	高齢介護課	市報において消費者被害、認知症、高齢者虐待の高齢者の権利擁護について、周知・啓発を行う。また、地域包括支援センター等の関係機関や市内20地区で開催される地域福祉ネットワーク委員会での情報提供(年1回以上)を行う。	市報において消費者被害、認知症、高齢者虐待についての周知及び注意喚起を行った。また、ネットワーク委員会等を活用し、周知・啓発に努めた。	通常の相談業務に加え、在介だより等による注意喚起を実施する。
	(3)生きがい活動と社会参加の促進	(1)趣味や交流・生きがいづくりの促進	いきいきサロンや世代間交流事業等の場への参加を働きかけ、引きこもりや孤立の予防と健康増進に努める。	高齢介護課	・老人クラブへの活動支援・財政支援を実施 ・地域福祉ネットワーク委員会(市内20地区)への活動支援・財政支援を実施。 ・いきいきサロン等の高齢者の集まる場において、介護予防教室(出前講座)を165回開催予定。	・老人クラブへの活動支援・財政支援 ・地域福祉ネットワーク委員会(市内20地区)への職員の参加による活動支援及び財政支援(補助金)を実施。 ・いきいきサロン等の高齢者の集まる場において、介護予防教室(出前講座)を33回開催。	引き続き支援を実施し、感染対策を講じながら、引きこもりや孤立の防止と生きがいづくりや健康増進(介護予防)に努める。
		(2)地域貢献活動・就労の促進	シルバー人材センターの活動支援	高齢介護課	シルバー人材センターへの活動支援・財政支援	シルバー人材センターへの活動支援・財政支援	引き続き支援を実施し、高齢者の就労や社会活動推進に努める。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
高齢者の 人権問題	(4)人と人のつながりのある地域づくりの推進	(1)地域における見守り体制の充実	要援護者に係る情報の提供、各事業者の業務活動を通じた見守り活動の推進	高齢介護課	各自治会・民生委員、福祉委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用し、地域住民等による見守り体制等の推進	民生委員や福祉委員による日常的な見守り活動を実施。また、民生委員の協力により災害時等における避難行動要支援者の実態調査を実施し、行政と地域とで情報共有を行うための台帳の整備及び配布を行った。	引き続き、行政と地域の情報共有を実施していくことで見守り体制等の推進に努める。
		(2)ボランティア活動の推進	社会福祉協議会のボランティアセンターの支援	社会・障がい者福祉課	飯塚市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの育成や活動支援、各種団体のネットワークづくり等に取り組み、ボランティア活動の活性化を推進するため、ボランティア養成講座や交流会等に関する広報を行う。	飯塚市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの育成や活動支援、各種団体のネットワークづくり等に取り組み、ボランティア活動の活性化を推進するため、ボランティア養成講座や交流会等に関する広報を行っている。令和2年度については、新型コロナウイルスの関係で、市広報への掲載なし。	例年であれば、市報へ「ボランティア養成講座」、「社協主催障がい児バスハイク案内」等の記事掲載を行っているが、令和2年度については記事掲載なし。新型コロナウイルスの関係で、予定が中止・変更等により、記事掲載が出来ていない。今後はHP等も活用しながら、可能な範囲で広報支援等を行っていきたい。
	(5)認知症施策の推進	(1)認知症に対する知識の普及啓発	認知症サポーター養成講座の実施。認知症に関する知識や認知症施策の周知	高齢介護課	・認知症サポーター養成講座：50回 ・養成講座受講者数：1,000人 ・フォローアップ研修：1回 ・フォローアップ研修の受講者数：100人 ・認知症ケアパスの配布	認知症サポーター養成講座を12回実施し、320人のサポーターを養成。また、すでにサポーターとして登録している方のフォローアップ講座を1回実施し、12人参加。	コロナ禍であること、また認知症サポーター養成者数は累計で10,000人を超えているため、参加者数が伸び悩んでいる。今後も継続して、広く市民や事業所への周知に努める。
					人権・同和政策課	・人権いづか特集号 年1回 ・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)年1回 ・広報いづか 年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示	・人権いづか特集号における周知年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示それぞれ啓発を実施
		(2)認知症予防及びケアの推進	認知症予防に関する知識の普及啓発	高齢介護課	1講座6回の教室を市内5会場で実施 定員：30人	1講座6回の脳元気教室を市内4会場 で実施し、33人が参加。また、主に過去参加者を対象とした脳元気フォローアップ教室を市内1会場で実施し、23人が参加。	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ開催数や参加人数は減少しているが、チラシ等の配付や、声掛けを行い教室の周知を実施。今後は引き続き感染予防の対策を講じながら会場数や定員について検討していく。
	(3)認知症に関する相談や家族支援の充実	認知症カフェの開設等	高齢介護課	認知症カフェ設置事業に対し、10万円を上限に助成。 令和元年4月1日現在：10箇所開設済 なお、継続して市内20箇所の設置を目指す	10カ所の認知症カフェに対し、助成を実施。 助成額：218千円	認知症カフェの新規開設については伸び悩んでいるため、介護関係の事業所等に認知症カフェの意義も含め、広く周知していく必要がある。	

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
障がい者の 人権問題	(1)障がい者に関する正しい理解の促進	(1)「心のバリアフリー」の推進	啓発広報活動を展開する。	社会・障がい者福祉課	市民に向けた人権啓発講座等において、障がい者福祉に係る問題を取り上げるなど、啓発に努める。障がい者週間における横断幕の掲示および市報への特集記事掲載の実施を行う。イベント等の開催時における啓発チラシ等の配布を行う。	広報いづか12月号において、障がい者週間の特集記事を掲載するとともに、本庁及びサン・アビリティーズいづかに横断幕を設置して啓発に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベント等が開催されず、啓発チラシ等を配布する機会がなかった。また、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた研修会が開催できなかった。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民啓発の機会が失われた。今後研修会の開催方法等工夫し、啓発の機会を増やす。
				人権・同和政策課	・人権いづか特集号 年1回 ・広報いづか 年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示	・人権いづか特集号における周知年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示 ・広報いづか 3月号 それぞれ啓発を実施	人権いづか特集号(全戸配布)にて、障がいのある人の人権をテーマとした啓発・専門相談窓口等の周知を行った。また、視覚障がい者の方へ音声コードUni-Voiceの継続対応を行っている。広報いづかでは障害者差別解消法について掲載した。
		(2)難病による障がいの特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努める。	精神障がい、発達障がい、難病による障がいに関する知識の普及に努める。	社会・障がい者福祉課	障がい者ガイドブックにおける記事の掲載、窓口における資料配布などにより、知識の普及に努める。また、当事者へ向けて福祉サービスの利用方法等について情報提供を行う。	新規障がい者手帳取得者に対し、障がい者ガイドブックを配布し、同時に福祉サービス内容について説明を行うことで周知を行った。	障がい者ガイドブックを配布し、福祉サービスについて周知を行った。 配布冊数 1,500冊
		(3)ノーマライゼーションの理念の啓発の推進	ノーマライゼーションの理念についての啓発の推進	社会・障がい者福祉課	「みんなの健康・福祉のつどい」の実施など、障がいのある人となない人との交流の機会を提供し、相互理解を促進する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「みんなの健康・福祉のつどい」は開催できなかった。 12月の障がい者週間に庁舎多目的ホールで、障がい当事者の作品展示や、相談機関の活動紹介を行った。 期間：令和2年12月15日～16日 場所：本庁舎1階多目的ホール 来場者数：161人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民啓発の機会が失われた。今後市民啓発の方法等を工夫し、啓発の機会を増やす。
		(4)学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図る。	学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大	学校教育課	福祉を視点に取り入れた道徳や総合的な学習の時間の授業の実施(各校)飯塚市社会福祉協議会の支援による車いす体験等の福祉教育の実施	福祉を視点に取り入れた道徳や総合的な学習の時間の授業を実施した。飯塚市社会福祉協議会の支援による車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験等の福祉教育を実施した。	福祉を視点に取り入れた道徳や総合的な学習の時間の授業を実施する事で、障がいや障がいがある方について体験的に理解を深めることができた。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
障がい者の 人権問題	(2)障がい者の権利の擁護	(1)障がい者差別解消法の広報啓発の実施	教育や就労等の場における障がいを理由とした差別の解消を図る。	社会・障がい者福祉課	市報12月号において特集記事を掲載する。また、市民向けの人権啓発講座において説明を行う。	市報いづか12月号において特集記事を掲載 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた研修会が開催できなかった。	引き続き、障がいを理由とする差別を解消するための啓発を行う。
	(2)市の各種事務事業の実施にあたり社会的障壁の除去	障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的配慮を行う。	障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的配慮を行う。	社会・障がい者福祉課	障害者差別解消法に係る市職員対応要領について周知を図り、職員の意識を高める。また、市で開催する講演会等における手話通訳者の設置や、庁舎におけるほじょ犬マークの設置など、障がい者に配慮した環境整備を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民啓発の機会が失われた。今後研修会の開催方法等工夫し、啓発の機会を増やす。	障がい者に配慮した環境整備を行った。 「ヘルプカード」全庁舎配布 団体手話通訳件数19件
	(3)障がい者に対する権利侵害を防止する。	相談・支援体制の充実を図る。	相談・支援体制の充実を図る。	社会・障がい者福祉課	こども発達支援センター内に設置している生活相談センターフォスク及び障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がい児・障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うとともに、相談支援の体制強化を図る。 また、各種サービス利用の調整を図る計画相談支援の適切な運用によって障がい者一人ひとりの意思や希望が尊重されるよう、圏域の相談支援事業所に対して指導する。	令和2年9月まではこども発達支援センター内に設置している生活相談センターフォスク、令和3年1月からはこども発達療育センターテコテコ内に設置しているトントン及び障がい者基幹相談支援センターにおいて、様々な相談の受付及び各種支援を実施した。 相談窓口をホームページ、パンフレット、ガイドブックにより周知を行った。 ①福祉サービスに関する相談・支援4,740件 ②日常生活に関する相談・支援2,310件 ③その他の相談・支援7,050件(合計14,100件) ・障がい者自立支援ネットワーク全体会議1回、相談支援部会3回、くらし部会0回、こども部会準備会4回	障がい児・障がい者及びその家族に対する支援が適切に行われるよう、障がい者基幹相談支援センターの機能及び支援体制の充実を目指し、障がい者地域自立支援ネットワークにおいて具体的な取組について継続して協議を行う。 引き続き、相談窓口を市民に周知していく必要がある。
	(4)障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行う。	虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取り組む。	虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取り組む。	社会・障がい者福祉課	障がい者基幹相談支援センターに虐待防止センターの役割を置き、効率的かつ組織的に虐待に関する通報等の受付、事案への対応、虐待防止のための支援や啓発を行うことで、障がい者虐待防止の体制整備を強化する。	相談・通報等により障がい者及び障がい者の養護者に対し、支援を行った。(来所・電話・訪問による支援件数43件) ホームページ、パンフレット、ガイドブックにおいて虐待防止センター等の周知を行った。	引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。
	(5)成年後見制度や権利擁護事業の周知を図る。	成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みを進める。	成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みを進める。	社会・障がい者福祉課	障がいのある人には障がい者ガイドブック及び成年後見制度に関するパンフレットの配布により周知を図るとともに、市のホームページで制度を紹介し、広く市民を対象とした情報提供を行う。	窓口に来られた方に対して、障がい者ガイドブック及び成年後見制度に関するパンフレットを配布し、周知を行った。また、継続して市のホームページで制度を掲載し、広く市民に情報提供を行った。	引き続き、ガイドブックやパンフレットを配布し、周知を行う。また、継続してホームページにも掲載し、広く市民に情報提供を行う。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
障がい者の 人権問題	(3)障がい者の自立と社会参加の促進	(1)障がいのある子どももいない子ども、お互いの人権を大切にしなが地域の中できょうとに育つことができるよう、障がい児保育を推進する。	保育所での障がい児保育の推進	子育て支援課	・障がい児保育事業 公立・私立保育所・公立・私立こども園・幼稚園で受入れ可。	・障がい児保育事業 公立・私立保育所・公立・私立こども園・幼稚園で受入れ可。	市内全園(所)で受け入れ可能な状況であるため、今後も、各施設等と情報を共有し、入園可能な状況にできるように努める。
		(2)小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進する。	特別支援学校の児童生徒との交流機会の充実に努める。	学校教育課	・特別支援学級担当者・通級指導教室担当者研修会の実施(1回) ・特別支援教育支援員研修会の実施(2回)	・特別支援学級担当者・通級指導教室担当者研修会の実施(特学が複数設置の場合、その全担任を対象で1回) ・特別支援教育支援員研修会の実施(2回)	左記のいずれの研修会においても、個に応じた支援の在り方や合理的配慮についての研修を行うことができた。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、特学担任を対象に各学校1名の参加で研修会を実施した。さらに、特別支援教育支援員の新規採用者を対象とした研修会を新設し、年度当初に実施した。
		(3)法定雇用率の遵守等の障がい者雇用への理解促進を図る。	改正障がい者雇用促進法等の関連法制度についての周知に努める。	社会・障がい者福祉課	公共職業安定所等の関係機関と連携し、資料を配布するなど事業者へ向けた改正障がい者雇用促進法の周知に努める。また、関係機関の行う障がい者雇用に関するイベントについて、市報やホームページに掲載し周知する。	障がい者雇用に関する面談会等、関係機関の行う障がい者雇用に関するイベントについて市報やHPに掲載し周知を行った。	引き続き、障がい者雇用に関するイベント等について、市報やホームページに掲載し周知を行う。
		(4)障がい者の市職員採用に取り組む。	法定雇用率の遵守・向上に努める。	人事課	法定雇用率の不足を解消するため障がい者対象区分を設け、職員採用試験を実施する。また、今年度より取組んでいる会計年度任用職員としての雇用について、分析・調査し、雇用拡大を検討する。	R2年度職員採用試験に、障がい者対象区分を設け、身体障がい者1名の採用を行った。また、障がい者雇用として新たに2名の会計年度任用職員を雇用し、障がい者の働く場の確保に努めた。	障がい者対象の職員採用試験の実施内容について検討するとともに、会計年度任用職員による障がい者の雇用拡大を検討する。
		(5)障がい者に対する情報提供や理解の促進を図る。	社会的障壁を除去するための取り組みを推進する。	社会・障がい者福祉課	障がい者ガイドブック等を作成し、障がいのある人へのサービス等の情報提供を行う。また、声の市報を発行するなど、障がいのある人でも地域の情報を入手できるようにする。	障がい者ガイドブックに音声コードなどを導入することで、視覚障がい者等が、スマートフォンアプリ等を用いて音声言語で内容を聞くことができるようになった。また、声の市報を発行するなど、障がいのある人も地域の情報を入手できるようにした。	引き続き情報提供に努め、より多くの人に情報発信できるような手法等を工夫していく。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
障がい者の 人権問題	(3)障がい者の自立と社会参加の促進	(6)「飯塚国際車イス大会」「さわやかスポーツ大会」等各種大会の開催支援	障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努める。	健幸都市推進課	4月23日～28日(6日間) 天皇杯・皇后杯第36回飯塚国際車イステニス大会 会場:筑豊ハイツ・筑豊緑地テニスコート ※新型コロナウイルス感染症予防のため開催中止。	新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止。	大会の中止により、障がい者団体との連携が希薄となり、今後の大会運営に支障を来たす恐れがある。
	(4)生活環境におけるバリアフリー化の推進	(1)市民に密着した公民館、体育施設等などの障がい児・障がい者の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づき施設・設備の整備を図る。	バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図る。	健幸都市推進課	筑穂体育館内部大規模改修工事において、多目的トイレ(身障者も利用)の整備を行う。	筑穂体育館内の整備を行い、多目的トイレの設置やスロープ・手すりの改修を行った。	改修工事を行った結果、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた施設の整備を行うことができた。
		(2)コミュニティバス等におけるバリアフリー化の利便性向上を図る。	市民の利用に対応できるように、利便性向上を図る。	地域公共交通対策課	コミュニティ交通において、低床型車両の導入等を含む乗降の利便性の向上を目指し、取り組みを継続する。また、車内の掲示物やアナウンスが利用者にわかりやすいものになるよう配慮する。	コミュニティバス全5路線のうち、2路線(庄内線・高田線)において、車いす対応の車両を引き続き使用した。また、予約乗合タクシーにおいて、自動ステップまたは乗降ステップ(踏み台)による乗降支援を引き続き実施した。	予約乗合タクシーの乗降ステップにより、利用者の乗降負担を軽減できている。バリアフリー機能を備えた車両の購入や改造に係る事業者の費用負担軽減が課題である。
		(3)障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努める。	福祉避難所の設置や必要な用具の備蓄	社会・障がい者福祉課	平成28年4月に内閣府において策定された「福祉避難所の確保・運営」ガイドライン及び平成29年3月に福岡県において「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」の改定に基づき、本市では平成29年10月に「飯塚市福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定している。災害救助法の実施機関である福岡県と調整を重ねながら、災害協定を締結している27施設における資機材の整備を進める。	令和2年度において、福岡県から福祉避難所に係る物資・器材整備費補助・助成制度が発出されなかったことから整備には至らなかった。引き続き、市防災安全課と連携を図り、福岡県と調整を重ねながら、福祉避難所における物資・器材整備等に努める。	地震、風水害等の様々な災害が発生し、要配慮者が避難を余儀なくされる場合に備え、要配慮者の心身の状況や福祉避難所における人的配置によって、円滑な受入体制の充実が求められていることから、福祉避難所27施設における物資・器材等の整備目標量を把握しながら整備を進める。
		(4)個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努める。	意思疎通手段を確保する。	社会・障がい者福祉課	窓口等における障がい者に対する配慮マニュアルにより、個々の障がい特性について理解を深め、全職員がマニュアルを踏まえた対応を行うよう努める。 聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う意志疎通支援者派遣事業については、事業推進に向け事業運営委員会、利用者説明会、登録通訳者研修会を開催し、利用者等の意見を反映しながら利便性の向上に努めるとともに、事業の周知や、知識の向上を図る。	窓口等における障がい者に対する配慮マニュアルにより、個々の障がい特性について理解を深め、全職員がマニュアルを踏まえた対応を行うよう努める。 聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う意志疎通支援者派遣事業については、事業推進に向け事業運営委員会、利用者説明会、登録通訳者研修会を開催し、利用者等の意見を反映しながら利便性の向上に努めるとともに、事業の周知や、知識の向上を図る。	「ヘルプカードポスター」の配布 意思疎通支援者派遣事業実績 441件 事業運営委員会 年3回 利用者説明会 年1回 登録者研修会 年2回 など事業の周知や知識の向上を図った。 また、遠隔による手話通訳の可能性を考慮し、タブレット端末等を用いて、遠隔手話通訳を研修を実施した。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
障がい者の 人権問題	(4)生活環境におけるバリアフリー化の推進	(5)市職員へ障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施する。	研修を実施し、障がい者とのコミュニケーションの円滑化を図る。	人事課	<p>■手話研修(2市1町合同研修)■ コロナウイルス感染拡大防止のため、実施回数や手法等の調整を行う。(実施回数:例年10回→2回程度へ減少。手法:事前自学予習の上で研修受講等) 窓口応対等の場面において、必要となる簡単な手話での対応方法を学ぶとともに手話をはじめ様々な手段によるお互いの意思疎通を図る能力の向上を目指す。 また、聴覚障がい者を有する講師との交流を通じて、障がい者に対する理解を深めるとともに、適切な合理的配慮を提供できる職員を育成を目指す。</p> <p>■職場内人権推進員研修・全職員研修■ 引き続き職員に対し、障がい者の人権問題を含む各種人権問題を取扱った研修を実施する。</p>	<p>■手話研修(2市1町合同研修)■ 窓口応対等の場面において、市民(聴覚障がい者)の方による手話のある程度理解し、また手話での簡単な応対や手話に精通した職員への引継ぎができるよう、手話をはじめ、様々な手段によるお互いの意思疎通を図る能力の向上を目指し、手話研修を実施した。 なお、手話の技術のみならず、聴覚障がい者を有する講師との交流を通じて、障がい者に対する理解を深めるとともに、適切な合理的配慮を提供できる職員を育成に努めた。 ・実施時期:9月23日、9月30日、10月14日(全3回(各回2時間))※新型コロナウィルス感染症の影響による ・受講者数:本市職員16人 ・講師:飯塚市聴覚障害者協会</p> <p>■全職員研修会■ ハラスメント防止に関する内容を中心に、部落差別や障害者の人権問題等について、新型コロナウィルス感染症の影響に伴い集合研修・オンライン研修を実施。 また、障がい者の人権問題を含む「人権に関する問題集」を事前に提示し、理解度確認小テストについては、事後アンケートに含める形式にてToDoにより実施。 ・実施日:令和2年10月6日(火)・7日(水)・8日(木)(全3回) ・受講者:946名 ・講師:(公社)福岡県人権研究所 事務次長 迫本 幸二氏</p>	<p>手話研修を実施し、簡単な手話の習得とともに、聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上及び合理的配慮に関する知識の向上を図ることが出来た。 今後も、窓口応対等の場面において、市民(聴覚障がい者)の方による手話のある程度理解し、また手話での簡単な応対や手話に精通した職員への引継ぎができるよう、手話をはじめ様々な手段によるお互いの意思疎通を図る能力の向上及び適切な合理的配慮を提供できる職員の育成を目指す。 また、講義を通して法律・条例の理解を深めるとともに、障がい者の人権に関する問題の小テストを行うことにより、障がい者の人権に関する意識の向上を図った。 今後も多様化する人権問題に職員が対応できるよう人権意識の向上を目指し、研修手法について、検討を進めていく。</p>
外国人の 人権問題	(1)国際交流・多文化共生に関する事業の推進	(1)国際交流事業の推進	国際理解推進イベントの実施、民族・文化・歴史を学習する機会の提供や啓発活動の充実に努める。	国際政策課	<p>国際交流推進協議会主催の各種イベントを開催する。 ・スピーチコンテスト中学生の部:1回(10月)、小学生・高校生・外国人の部:1回(11月) ・お国料理バザー:1回(10月) ・ホームビジット対面式:随時、報告会・交流会:1回(3月) ・ピザ交流:1回(9月) ・お国料理教室:2回(9月以降) ・外国語講座:15回(8月下旬～12月) ・協議会総会:1回(6月)、定例会:5回(偶数月)</p>	<p>国際交流推進協議会主催の各種イベントを開催した。 ・スピーチコンテスト中学生の部:1回(10月)、小学生・高校生・外国人の部:1回(11月) ・お国料理バザー:中止(10月) ・ホームビジット対面式:5回、報告会・交流会:中止(3月) ・ピザ交流:中止(9月) ・お国料理教室:2回(2月) ・外国語講座:韓国語、ベトナム語各15回(8月～12月) ・協議会総会:1回(6月)、定例会:5回(偶数月)</p>	<p>国際交流や多文化共生の機会となるイベントを実施することができ一定の参加者数の実績はあったが、新型コロナウィルス感染症の影響により、中止とした事業があったため、全体の参加人数が少ない。 今後は、コロナ禍でも実施できるイベントを計画する必要がある。</p>

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
外国人の 人権問題	(2)情報の提供と相談体制の整備	(1)各施設の案内板等の設置	英語等外国語による各施設の利用(案内)看板等の設置に取り組む。	国際政策課	外国人に分かりやすい環境整備や対応等について、各施設管理者に啓発等を行う。	多言語対応通訳タブレットを本庁舎に一台設置し、日本語を母語としない来庁者の窓口での手続き等が職員間で円滑に行うことができた。対応言語：13言語、利用実績25件	母語による質問や相談ができたことにより説明内容が分かって安心されたり、通訳の同行者が不要となったり好評である。 引き続き庁内外において、多言語対応通訳タブレットの設置について周知を行う必要がある。
		(2)外国人に対する各種相談業務	外国人が気軽に相談できる体制をつくる。	国際政策課	外国人に関する行政相談(月1回)、日本語教室(月2回)を開催する。 地域で暮らす外国人の方々相談しやすい相談体制(多言語対応通訳機器や相談窓口の設置等)を整備する。	外国人相談窓口を国際政策課に設置し、外国人に関する相談や情報提供を行った。相談件数(タブレットの利用を含む)：105件 外国人に関する行政相談：12件 日本語教室：17回	相談窓口では、日本語を母語としない方からの問い合わせに他課を経由せず直接対応することも多く、必要な情報が時間をかけずに得ることができたことに対し好評を得ている。 日本語教室を通じて、新型コロナウイルス感染症、大雨情報、市内イベント等について随時情報を提供できている。
		(3)外国人向け生活便利帳作成	福祉、防災、教育や居住などの行政サービス情報を提供する。	国際政策課	新しい情報を随時掲載できる市ホームページにおいて、引き続きやさしい日本語や英語での情報提供を行う。 緊急時の対応(盗難や災害など)に関する情報をまとめたハンドブックを作成し、転入時に配布できるよう整備する。	市ホームページ、外国人相談窓口Facebookにおいて、生活情報等を掲載した。 緊急時ガイドブックを3言語(やさしい日本語、英語、ベトナム語)で作成した。 Facebookの周知や緊急時ガイドブック等を転入時や日本語教室で配布した。	市ホームページやFacebookにおいて新しい情報を更新できている。 Facebookはやさしい日本語で掲載しており、今後もっと多くの閲覧者が増えるよう周知していく必要がある。
	(3)学校教育	(1)国際交流事業の推進	国際感覚を身につけた、グローバル化に対応できる人材育成	学校教育課	外国の言葉や文化に対する気付きや理解を評価の観点に取り入れた外国語活動・英語授業の実施 小学校5・6年生におけるオンライン英会話の実施	外国の言葉や文化に対する気付きや理解を評価の観点に取り入れた外国語活動・英語授業の実施 小学校5・6年生におけるオンライン英会話の実施 中学校へのALTの配置	対象児童を5年生まで拡大し、2年間オンライン英会話を体験することで、外国語に十分慣れ親しむことができた。理解を実践につなげる教育の更なる充実を図る必要がある。
様々な 人権問題	(1)エイズ等の相談・支援体制等の整備	(1)検査・相談事業	無料で匿名のエイズ、梅毒、クラミジア検査における周知啓発の実施、電話相談等の実施。	健幸保健課	事業実施主体は福岡県。嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所より周知啓発の依頼等がある場合は、実施する。	ポスター掲示による啓発を実施	引き続きポスターの掲示による啓発を実施する。
		(2)医療体制の整備	エイズ診療協力病院の確保、診療ネットワークの推進	健幸保健課	事業実施主体は福岡県。嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所より周知啓発の依頼等がある場合は、実施する。	県と連携して取り組んでいるが、依頼実績はなかった。	今後も県と連携して取り組んでいく。

項目	目標達成方策	施策の方向性	具体的施策	担当課	事業概要		
					令和2年度計画	令和2年度実績	成果と課題
様々な人権問題	(2)インターネット等を利用した差別行為防止	(1)インターネット等を利用した差別行為の防止	情報の発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める広報誌や啓発コーナーを通しての啓発の実施。	人権・同和政策課	・人権いづか特集号 年1回 ・人権啓発コーナー(コミュニティセンター)や交流センター等での啓発パネル展示 ・広報いづか	・人権いづか特集号 年1回 ・交流センター等での啓発パネル展示 ・広報いづか 5月号	人権いづか特集号(全戸配布)にて、インターネットに関連する人権について掲載した。啓発パネルの展示、広報いづか5月号においてSNSと人権について啓発を行った。
	(3)被害者・刑を終えて出所した人の人権相談	(1)犯罪被害者に対する人権相談の推進	各種支援制度の案内、関係機関・団体に関する情報の提供	防災安全課	第8回飯塚地区犯罪被害者に優しいまちづくり住民大会の実施(11月予定)	コロナ感染症拡大予防のため、大会を中止し、代替事業で、広報誌(市報)にて啓発を行った。	集客を求める大会開催のみではなく、様々な人に関心をもってもらえるよう、複数の媒体(紙面、電子媒体)を用いて、継続性のある啓発を行う必要がある。
		(2)刑を終えて出所した人の人権相談の推進	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知	人権・同和政策課	国等の関係機関と連携して相談業務の周知や相談対応について取り組んでいく。	関係機関と連携し事業周知に取り組んでいるが、相談はなかった。	今後も継続して、国等の関係機関と連携して相談業務の幅広い周知や対応について取り組んでいく。
	(4)性的少数者に対する理解促進	(1)性的マイノリティ(少数者)に対する理解の促進	性の多様性に対する理解を深め、差別や偏見をなくするため啓発を推進する。	人権・同和政策課	人権啓発コーナー(コミュニティセンター)や交流センター等での啓発パネル展示	交流センターでの啓発パネル(性的少数者に対する理解を深める)の展示	交流センター等で啓発パネルの展示を実施した。今後も継続して、性的マイノリティの人権についての理解を深めるためにも啓発を行いたい。
	(5)プライバシーの保護	(1)個人情報保護条例の適正な運用	飯塚市個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図る。	総務課	・飯塚市民生委員総会にて、個人情報保護の研修会を実施する。 ・新規採用職員研修にて、個人情報保護・情報公開の研修会を実施する。	・飯塚市民生委員総会において、6月に個人情報保護の研修を書面にて実施した。 ・新規採用職員研修にて、個人情報の取扱についての研修を実施した。(参加人数:39名)	情報公開請求が年々増加しているの で、今後も各課に個人情報の取扱いについて、厳重に行うよう周知していく。 ・次年度も、新規採用職員研修にて個人情報保護・情報公開について説明予定。
	(6)北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(1)拉致問題の正しい知識の普及を図る。	拉致問題の関心と認識深めていく周知・啓発を推進する。	社会・障がい者福祉課	北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会を活用し、ホームページへの記事掲載、庁舎内での関連ポスターの掲示、窓口でのチラシ配布等の方法により啓発を行う。	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間(11月～12月)に合わせたホームページへの記事掲載 ・「拉致問題を考えるみんなの集い」開催に係るチラシの窓口配布(11月～12月) ・北朝鮮人権侵害問題啓発講演会に関するチラシの窓口配布(11月～12月)	本件に関する問題意識を市民の間で持続させるため、継続的な取組が必要である。
	(7)東日本大震災に起因する人権問題	(1)風評被害に基づく差別的取扱等、人権侵害事案の予防のための周知・啓発の推進	人権侵害予防のための周知、啓発の推進	人権・同和政策課	国県等の関係機関と連携し、大震災に関連する人権侵害や風評被害予防等に関する関係機関からの情報は随時周知を行う。	関係機関と連携して取り組んでいるが新たな啓発物等の実績はなかった。	国県等の関係機関と継続して連携し、周知方法を検討しながら取り組んでいく。